

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第132号

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「顧問」の右に「，事務局長」を加える。

第2条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，同条第3項中「館長」を「事務局長」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 事務局長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

第3条第1項中「館長に事故があるときは」の右に「，事務局長がその職務を代理し，事務局長に事故があるときは」を加える。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)